

(案)

第4次地域管理経営計画書

第1次変更計画書
(変更部分のみ)

(奥久慈森林計画区)

計画期間 自 平成23年4月1日
至 平成28年3月31日

平成24年3月

関東森林管理局

第4次地域管理経営計画書（奥久慈森林計画区）の変更について

第4次地域管理経営計画（奥久慈森林計画区）の一部を次のとおり改める。

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特色を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源のかん養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進する。このため、国有林の地域別の森林計画との整合に留意し、国有林野を国土の保全や水源のかん養を重視する「水土保持林」、豊かな生態系の維持・保存や保健・文化・教育的な利用を重視する「森林と人との共生林」及び木材の安定的、効率的な供給を重視する「資源の循環利用林」の3つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。この場合、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と本計画で定める機能類型区分との関係については、表－1のとおりである。

なお、機能類型に応じた機能の発揮と整合性を図りつつ、針葉樹林、広葉樹林及び針広混交林等の林相の維持・改良等に必要な施業の結果、得られる木材を有効利用し、政策的・計画的に供給することとする。特に再生可能エネルギーとしてのバイオマス利用等、地域のニーズに応じて木材を供給することとする。

また、機能発揮に支障を及ぼさない範囲で年齢構成の平準化を図る主伐を計画的に行うこととする。

希少野生生物の生息、生育が確認されている地域で森林施業等を予定する場合、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」において、施業等を行う場合の留意点又は施策を取り止めること等について専門家の立場からの意見を聴取し、その意見を踏まえて対応することとする。

表-1

機能類型と公益的機能別施業森林の関係について

(単位：面積 ha)

地域管理経営計画における機能類型区分		国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林	当計画区の該当する森林の面積
水土保全森林	土砂流出・崩壊防備	<ul style="list-style-type: none"> 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 水源涵養機能維持増進森林 	2,169
	気象害防備	<ul style="list-style-type: none"> 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 快適環境形成機能維持増進森林 水源涵養機能維持増進森林（立地条件（海岸）により除外する場合もある。） 	—
	生活環境保全	<ul style="list-style-type: none"> 快適環境形成機能維持増進森林 水源涵養機能維持増進森林（立地条件（都市部）により除外する場合もある。） 	—
	水源かん養タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 水源涵養機能維持増進森林 	16,542
森林と人との共生林	自然維持タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 保健文化機能維持増進森林 水源涵養機能維持増進森林 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある。） 	44
	森林空間利用タイプ	<ul style="list-style-type: none"> 保健文化機能維持増進森林 水源涵養機能維持増進森林 山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある。） 	467
資源の循環利用林		<ul style="list-style-type: none"> 水源涵養機能維持増進森林（分収林については、契約に基づく取扱いを行う。） 	2,410
合 計			21,631

4 主要事業の実施に関する事項

(本文省略)

(4) 林道等の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	路線数	延長量 (m)
林 道	24	35,410	35	9,600
うち林業専用道	4	10,310	二	二

V 国民参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

(本文省略)

協定の種類	名 称	面 積 (ha)	位置(林小班)
遊々の森	いずみの森	0.42	52 に ₉
〃	矢塚希望の森	1.55	94 ろ
〃	さえずりの森	16.96	119 ち、り、 <u>イ</u> 、 <u>ロ</u> ₁

VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

3 その他必要な事項

福島第一原子力発電所の事故に伴う国有林野内の放射性物質の除染については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき地方公共団体等が策定する除染実施計画により、適切に対応する。

また、地方公共団体等が独自に除染を実施する場合や、地方公共団体等から除染に伴い発生する土壌等の仮置場の設置要望があった場合は、当該地方公共団体等と十分調整を図り、適切に対応する。